

公立大学法人兵庫県立大学 播磨理学キャンパス放射線障害予防規程

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第21条第1項の規定に基づき、公立大学法人兵庫県立大学(以下「法人」という。)の播磨理学キャンパス(以下「理学キャンパス」という。)における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの(以下「放射性同位元素等」という。)の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人の理学キャンパスの放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程の用語の定義は、法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)及び放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。)の定めるところによる。また、この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「放射線業務」とは、放射性同位元素等の受入れ、使用、保管、運搬、払出し、廃棄の業務をいう。
- (2) 「放射線業務従事者」とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者及び取扱い等業務に従事する者で、理学部長を兼ねる物質理学研究科長又は生命理学研究科長(以下「研究科長」という。)が放射線業務従事者として認定した者をいう。
- (3) 「放射線施設」とは、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。

(放射線取扱主任者等)

第4条 放射線障害発生防止について総括的な監督を行わせるため、第一種放射線取扱主任者の資格(以下「放射線取扱主任者資格」という。)を有する者の中から若干名の放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を置く。

- 2 主任者を2名以上置くときは、その主任者の中から1名の統括主任者を定める。
- 3 研究科長は主任者に、原子力規制委員会規則で定められた期間ごとに定期講習を受けさせなければならない。
- 4 主任者が旅行、疾病その他事故によりその職務を行うことができないときにその職務を代行させるため、放射線取扱主任者資格を有する者の中から放射線取扱主任

者代理者（以下「代理者」という。）を置く。

5 主任者及び代理者は、研究科長の推薦により理事長が任命する。

（主任者の職務）

第5条 主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 理事長、研究科長及びアイソトープセンター長（以下「センター長」という。）及び放射線安全委員会委員長（以下「委員長」という。）に対する意見具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線安全委員会及び放射線管理委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関する必要事項

（放射線取扱分野責任者）

第6条 放射線取扱分野等に、放射線取扱分野責任者（以下「分野責任者」という。）を置く。

- 2 分野責任者は、研究科長が選任する。
- 3 分野責任者は、当該放射線業務従事者に対し、放射性同位元素等の取扱いについて適切な指示を与えると同時に、主任者の指示勧告の遵守を徹底させなければならない。

（放射線管理委員会）

第7条 放射線障害の発生を防止するため、放射線管理委員会（以下「管理委員会」という。）を理学キャンパスに置く。

- 2 管理委員会は、研究科長、センター長、主任者、分野責任者及び研究科長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 管理委員会の規程は、理学キャンパスにおいて別に定める。

（遵守等の義務）

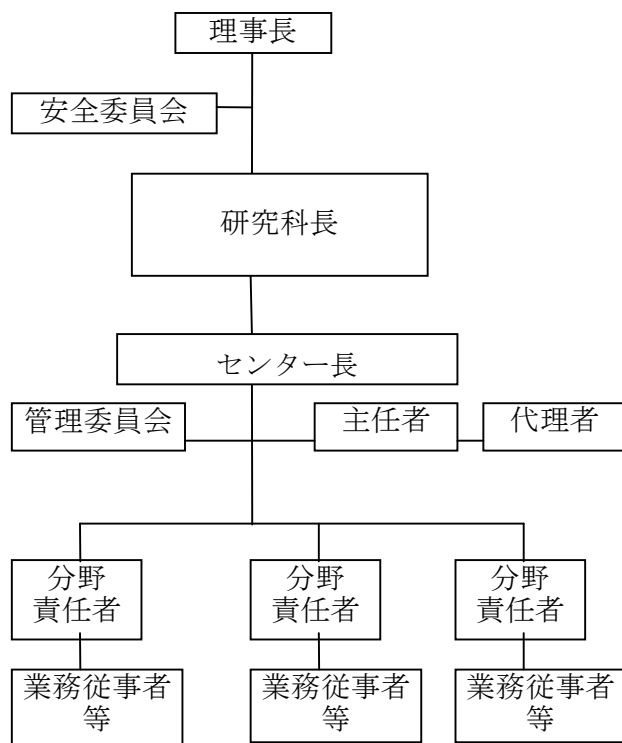
第8条 放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、この規程を遵守するとともに、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

- 2 理事長、研究科長及びセンター長は、放射線取扱主任者が法及び本規程に基づき

行う意見具申を尊重しなければならない。

(組 織)

第9条 本事業所における放射線障害防止に関する組織は次の図に掲げるとおりとする。



- 2 放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）は、放射線障害の防止に関して必要な事項を企画審議する。
- 3 安全委員会は、関係する各研究科長、アイソトープセンター長、統括主任者、各研究科・研究所から選出された教員1名、及び事務局長が必要と認める者をもって構成する。
- 4 安全委員会の要綱は、法人において別に定める。
- 5 研究科長は、本事業所における放射線障害の防止に関する業務を総括する。
- 6 センター長は、放射線障害の防止に関する業務に関して、研究科長を補佐する。

(放射線業務従事者等の登録)

第10条 放射性同位元素等の取扱い等の業務に従事する者は、放射線業務従事者として登録しなければならない。

- 2 放射線業務従事者の登録は、分野責任者等の申請に基づき主任者同意のもとに研究科長がこれを行う。
- 3 前項の登録を受けるにあたり、分野責任者等は、放射線業務従事者として申請し

た者に対し、教育訓練及び健康診断を受けさせ、その結果を主任者に提出し照査を受けなければならない。

- 4 研究科長は、第2項による登録を行った場合、管理委員会に通知するものとする。
- 5 登録された者以外の者は、放射線業務に従事し、又は管理区域に立ち入ってはならない。ただし、管理区域に研究科長の許可を受けて一時的に立ち入る者は、この限りではない。
- 6 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、あらかじめ主任者の承認を得るとともに、放射線業務従事者の付添いを必要とする。

(管理区域)

第11条 本事業所における管理区域は、以下のとおりである。

- (1) 法人理学キャンパス 実験棟Ⅱ(RI棟) (物質系実験室等を除く)
- (2) 法人理学キャンパス 研究棟2階239実験室

(管理区域に関わる遵守事項)

第12条 立入者は、センター長及び主任者が法令等に基づいて行う放射線障害の防止に関する指示に従わなければならない。

- 2 立入者は、管理区域への立入りに際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 管理区域内立入記録簿に所定の事項を記録すること。
 - (2) 適正な放射線測定器を携帯すること。
 - (3) 専用の履物を使用し、必要に応じて専用の作業着を着用すること。
 - (4) 管理区域内に不必要なものを持ち込まないこと。
 - (5) 管理区域内では、飲食、喫煙、化粧等をしないこと。
 - (6) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれのあるときは、主任者の指示に従うこと。
 - (7) 退出する場合は、汚染検査室において身体、衣服及び履物等の汚染の有無を調べ、汚染のあるときは、除染を行い、もし除染ができないときは、主任者の指示に従うこと。
 - (8) 管理区域から器具等を持ち出す場合には、汚染検査室において表面汚染の検査をし、表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。
- 3 センター長は、管理区域内の必要な施設に放射性同位元素等の取扱いに関する注意事項及び危険時等の通報連絡表を掲示しなければならない。
- 4 センター長は、放射性同位元素等の取扱方法が安全管理上好ましくないと認められるものに対し、管理区域からの退去又は使用禁止等の必要な措置を講じることができる。

(施設の維持管理)

第13条 センター長は、放射線施設の維持、管理を統括し、放射線作業の安全を確保するために必要な措置を行う。

- 2 管理委員会は、施設を適正に維持管理するため、定期的及び随時に施設に立ち入り、又は帳簿記録等により、施設の維持管理及び放射性同位元素等の取扱の状況について、調査及び点検を行うことができる。
- 3 前項の調査及び点検の結果は、センター長に通知する。
- 4 センター長は、自ら実施した結果並びに管理委員会による調査及び点検の結果をとりまとめて主任者を經由して研究科長に報告しなければならない。

(施設の点検)

第14条 センター長は、放射線施設を法令に定める技術上の基準に適合させるため、別表に定める点検項目に従い、毎年1回以上施設の点検を行い、その結果異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理委員会は、施設を適正に維持管理するため、定期的及び随時に施設に立ち入り、又は帳簿記録等により、施設の維持管理及び放射性同位元素等の取り扱いの状況について、調査及び点検を行うことができる。
- 3 前項の調査及び点検の結果は、センター長に通知する。
- 4 センター長は、自ら実施した結果並びに管理委員会による調査及び点検の結果をとりまとめて主任者を經由して研究科長に報告しなければならない。

(放射性同位元素等の使用)

第15条 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、センター長及び分野責任者の指示に従わなければならない。

- (1) 非密封放射性同位元素を使用するときは、放射性同位元素の使用、保管及び廃棄帳簿に所定の事項を記入し、分野責任者を通じてセンター長に提出しなければならない。
- (2) 使用に際して生じる排気、排水を含む廃棄物の種類と量及び周囲に与える汚染等の予想を立て、処理方法を計画しておくこと。
- (3) 排水設備が正常に動作していることを確認するとともに、水位及び濃度を監視すること。
- (4) 放射性同位元素の取扱いは、原則としてフード又はグローブボックス内で行うこと。
- (5) 吸収剤、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
- (6) 遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (7) 遠隔操作装置、鉗子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (8) 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これ

らを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。

- (9) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染のあった場合は除去すること。
- (10) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
- (11) 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明記する等事故発生の防止措置を講ずること。
- (12) 下限数量以下の非密封線源の使用は、非密封放射性同位元素の使用に準じること。

(密封されている放射性同位元素の使用)

第16条 密封されている放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、センター長及び主任者の指示に従わなければならない。

- (1) 使用に際して、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
- (2) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (3) 遠隔操作装置、鉗子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (4) 放射線による被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (5) 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明記する等事故発生の防止措置を講ずること。

(放射性同位元素等の購入)

第17条 業務従事者は、放射性同位元素等（下限数量以下の非密封線源を含む。）を購入する場合、又は外部から搬入する場合には、それぞれの種類、数量、日時及び性状等について所定の計画書を作成し、分野責任者を通じて提出し、主任者及びセンター長の承諾を得なければならない。

(放射性同位元素の保管)

第18条 放射性同位元素の保管は、次の基準に従って行うほか、分野責任者の指示に従わなければならない。

- (1) 放射性同位元素の保管は、容器に入れ、かつ、貯蔵室において行うこと。
- (2) 貯蔵室には、貯蔵能力を超えて貯蔵しないこと。
- (3) 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合、気密な容器に入れること。
- (4) 液体状の放射性同位元素は、液体がこぼれにくい構造であり、かつ、液体が

浸透しにくい材料を用いた容器に入れること。

- (6) 液体状及び固体状の放射性同位元素を入れた容器で、亀裂、破損の事故の生ずるおそれのあるものには、受け皿、吸収材その他の施設又は器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること。
- (7) 密封放射性同位元素等は、所定の貯蔵箱に保管し、貯蔵能力を超えて保管しないこと。また、保管数量及び保管個数を定期的に確認すること。

(放射性同位元素の運搬)

第19条 放射性同位元素等を運搬する場合には、運搬用の安全容器に収納し、又は危険物の混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大防止、被ばくの防止、その他、保安上必要な措置を講じなければならない。

- 2 大学の外において、放射性同位元素等を運搬しようとするときには、前項に規程する措置に加えて主任者及びセンター長の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。
- 3 前項による運搬を行う場合、運搬に係る帳簿に必要な事項を記入しなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第20条 放射性同位元素等又はそれによって汚染されたものを廃棄するときには、通常の廃棄物と混合して廃棄してはならない。

- 2 放射性同位元素又はそれによって汚染されたものを廃棄する場合には、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 放射性廃棄物は、その物理的、化学的性状に従い次の区分による処理を行い、廃棄物容器に収納保管を行うこと。
 - ア 固体状の廃棄物は、廃棄物容器に入れること。
 - イ 液体状の廃棄物は、原則として固体状にした後、上記アにより処理すること。固体状に変化させることが困難な場合には、放射性廃液容器に入れること。
 - ウ 気体状の放射性廃棄物は、酸又はアルカリによる吸収、又は化合物とする等の方法により、できるだけ固体状又は液体状の廃棄物とし、上記ア、イにより処理する。固体状又は液体状にすることが著しく困難な場合には、主任者の指示に従うこと。
 - (2) 廃棄物容器は、廃棄物保管室において一時保管すること。
 - (3) 使用器具等の洗浄液については、二次洗浄液までを所定の容器に入れ保管する。その他の洗浄水については、貯溜槽に入れ貯溜し、排水口の放射性同位元素の濃度を、濃度限度以下にして排水すること。
 - (4) 放射性廃棄物を保管廃棄しようとするときは、放射性同位元素廃棄帳簿にその放射性廃棄物に係る所定の事項を記入し、分野責任者を通じてセンター長に提出すること。

3 放射性有機廃液を焼却炉により焼却する場合には、次の各号に従って行われなければならない。

(1) 焼却処理は、3H、14C、32P、35S、及び45Caのみを含んだ有機廃液に限ること。

(2) 放射性有機廃液の上限濃度の目標値を次の値とする。

ア 3H、14C、35S : 37ベクレル/cm³

イ 32P、45Ca : 3.7ベクレル/cm³

(3) 焼却炉の運転は、センター長の管理のもとに行うこと。

4 センター長は、日本アイソトープ協会等に保管する放射性廃棄物及び密封線源の引取りを依頼するものとする。

(管理区域の測定)

第21条 センター長は、放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を、主任者の助言のもとに行わなければならない。

2 前項の測定は、作業開始前に1回、作業開始後にあつては1月を越えない期間(固定使用されている密封された放射性同位元素にあつては6月を越えない期間)ごとに1回行わねばならない。ただし、排気、排水設備については、排気又は排水のつど行う。

3 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率について行うものとする。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を越えるおそれのある場所については、70マイクロメートル線量当量率について行うこと。

4 放射線の量の測定場所は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域の境界及び地区の境界とする。

5 放射性同位元素による汚染の状況の測定場所は、RI実験室1、RI実験室2、P2実験室、P3実験室、測定室、汚染検査室、暗室1、暗室2、前室、廃棄物保管室、廃棄作業室、貯蔵室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域の境界とする。

6 測定の結果は、所定の用紙に記録し、センター長の責任において、年度ごとに取りまとめ、5年間保管しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第22条 センター長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い、個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

(1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量当量について行うこと。

(2) 測定は胸部(女子にあつては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。

(3) 前号のほか頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並び

に腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。

- (4) 人体部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (6) 測定は管理区域に立入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者としてセンター長が認めた者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを越えるおそれのあるときに行うこととする。
- (7) 次の項目について、測定の結果を記録すること。
 - ア 測定対象者の氏名
 - イ 測定をした者の氏名
 - ウ 放射線測定器の種類及び型式
 - エ 測定方法
 - オ 測定部位及び測定結果
- (8) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1日1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。
- (9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し次の項目について、記録すること。
 - ア 算定年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 算定した者の氏名
 - エ 算定対象期間
- (10) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1日1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い、記録すること。ただし、実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20mSvを超えた場合は、当該1年間を含む平成13年4月1日以降5年ごとに区分した期間について累積実効線量を毎年度集計し、次の項目を記録する。
 - ア 集計年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 集計した者の氏名
 - エ 集計対象期間
 - オ 累積実効線量

- (11) 第7号から第10号までの記録は、センター長が永久に保存するとともに、記録のつど対象者に対し、その写しを交付すること。

(教育訓練)

第23条 センター長は、管理区域に立ち入る者又は放射性同位元素等を取り扱う者に対して、初めて管理区域に立ち入る前又は取扱い等業務に従事する前については、次の各号に掲げる項目及び時間数の教育及び訓練を、管理区域に立ち入った後又は取扱業務の開始後にあつては、1年を越えない期間ごとに当該項目の教育及び訓練を実施しなければならない。

- | | | |
|-----|---------------------|---------|
| (1) | 放射線の人体に対する影響 | (30分以上) |
| (2) | 放射性同位元素の安全取扱 | (4時間以上) |
| (3) | 放射線障害防止に関する法令 | (1時間以上) |
| (4) | 放射線障害予防規程等 | (30分以上) |
| (5) | その他放射線障害防止に関して必要な事項 | (適宜) |

2 前項各号に掲げる項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有するとセンター長が認める者については、同項の定めにかかわらず、当該項目についての教育及び訓練を免除することができる。

3 センター長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として許可する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

(健康診断)

第24条 研究科長は、放射線業務従事者に対して、第10条の規程による登録する前、又は初めて管理区域に立ち入る前に次の各号に定めるところにより医師による健康診断を実施しなければならない。ただし、管理区域に立ち入った後にあつては1年を越えない期間ごとに実施しなければならない。

- (1) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。
- (2) 問診は、放射線の被ばく歴の有無及び有りの場合はその状況について行うこと。
- (3) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、アからウについては、医師が必要と認める場合に行うこと。

ア 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

2 研究科長は、前項の規程にかかわらず、放射線業務従事者が次の一に該当する場合は、遅滞なくその者につき医師による健康診断を実施しなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合
- (2) 放射性同位元素により表面密度限度を越えて皮膚が汚染され、その汚染を容

易に除去することができない場合

- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
 - (4) 実効線量限度又は等価線量限度を越えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
- 3 研究科長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
- (1) 実施年月日
 - (2) 対象者の氏名
 - (3) 健康診断を実施した医師名
 - (4) 健康診断の結果
 - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 4 研究科長は、健康診断の結果の記録を永久に保存するとともに、実施のつど記録の写しを、対象者に交付しなければならない。
- 5 研究科長は、主任者と協議の結果、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのあると認められた者に対してはその程度に応じて次のいずれかの措置を取り、かつ主任者による保健指導をしなければならない。
- (1) 管理区域への立入り時間の短縮
 - (2) 管理区域への立入り禁止
 - (3) 他の部門への転出
 - (4) 休養
 - (5) 医師による保健指導

(記帳及び保存)

第25条 センター長は、放射性同位元素等の受入れ、使用、保管、運搬、払出し、廃棄及び教育訓練に係る帳簿を備え、放射線業務従事者に記帳させなければならない。

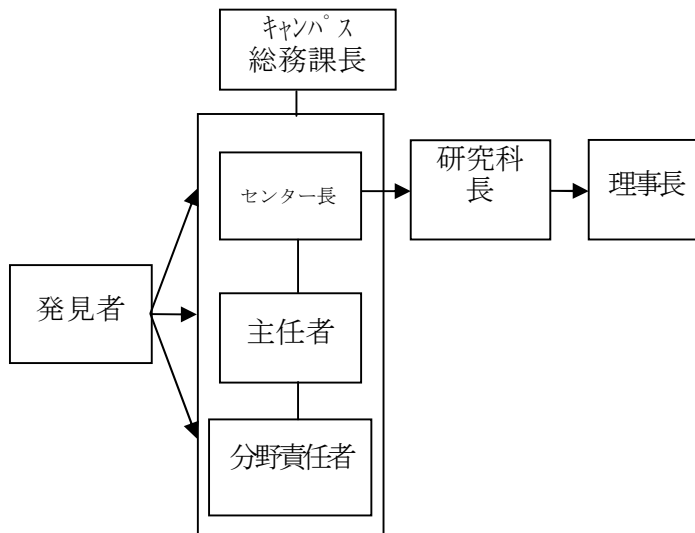
- 2 前項の帳簿に記載すべき事項は、次の各号のとおりとする。
- (1) 使用に係る放射性同位元素の種類及び数量
 - (2) 放射性同位元素等の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - (3) 放射性同位元素等の使用に従事する者の氏名
 - (4) 受入れ、払出しに係わる放射性同位元素等の種類及び数量
 - (5) 放射性同位元素等の受入れ、払出しの年月日、目的及び場所
 - (6) 放射性同位元素等の受入れ、払出しに従事する者の氏名及びその相手方の氏名又は名称
 - (7) 保管に係る放射性同位元素等の種類及び数量
 - (8) 放射性同位元素等の保管の期間、方法及び場所
 - (9) 放射性同位元素等の保管に従事する者の氏名
 - (10) 大学の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、運搬の方法並びに荷受人又は荷送人、運搬を委託された者又は運搬に従事する者の氏名又は名称

- (11) 廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量
 - (12) 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
 - (13) 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名
 - (14) 第23条に規程する教育訓練の実施年月日、項目及び受けた者の氏名
 - (15) 放射線施設等の点検の実施年月日、点検結果及びこれに伴う措置の内容、点検を行った者の氏名
- 3 帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合には廃止日等に閉鎖し、センター長の責任において5年間保管しなければならない。

(危険時の措置)

第26条 地震、火災、その他の災害等により放射線障害の発生するおそれのある場合、又は放射線障害が発生した場合、次の各号に規程する措置を講じてその被害を最小限度にとどめるように努めなければならない。

- (1) 緊急事態が発生していること、又は発生するおそれのあることを認めた者は、周囲の者に通報し災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに次の図に定める災害時の連絡体制に従いその旨を通報しなければならない。



- (2) 前号により通報を受けた主任者及びセンター長は、その状況を判断し、直ちに所轄の警察署及び消防署等に通報し、災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じなければならない。
- (3) 本条に定める災害等（地震においては震度4以上）が発生した場合、主任者又は分野責任者は第14条の別表に掲げる点検項目と同様の点検を行い、その点検結果をセンター長及び研究科長を経由して理事長に報告しなければならない。
- (4) 前各号のほか、危険時の措置については、公立大学法人兵庫県立大学防火・防災管理規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第73号（以下「規程」という。））の定めるところによる。

- 2 理事長は前項の事態が生じた場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、原子力規制委員会に遅滞なく届け出なければならない。

(事故時の措置)

第27条 放射性同位元素等について、次の各号に掲げる事態が発生したときは、発見者は、直ちにその旨を主任者、センター長及び研究科長に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合
- (2) 放射性同位元素等が異常に漏えいした場合
- (3) 放射線業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を越え、又は越えるおそれのある被ばくが発生した場合
- (4) 前各号のほか放射線障害が発生した場合

2 前項による通報を受けた研究科長は、その状況及びそれに対する措置を5日以内に、それぞれ理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、前項の報告を受けたときは、その状況及びそれに対する措置を発見後10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。また、第1項第1号に該当する場合にあっては、これを所轄の警察署へ遅滞なく届け出なければならない。

(定期報告)

第28条 センター長は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間についての放射線管理状況報告書を作成し、主任者を經由して理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、本報告書を当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(雑則)

第29条 この規程の定めのない事項については、障害防止法その他の関係法令の定めに従う。

(規程の改正)

第30条 この規程の改正は、管理委員会の議を経て理事長が行う。

(補則)

第31条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 14 条関係）

放射線施設定期点検項目

区分	点検項目	頻度(回以上/年)
施設の位置等	1. 地崩れ、浸水のおそれ	1
	2. 周囲の状況	1
主要構造部等	1. 構造及び材料	1
遮蔽	1. 構造及び材料	1
	2. 遮蔽物の状況	1
	3. 線量当量	12
管理区域	1. 区画及び閉鎖設備	1
	2. 床、壁等の構造、表面仕上げ	1
	3. 線量当量	12
	4. 標識	1
作業室	1. 床、壁等の構造、表面仕上げ	1
	2. 室内の空気の流れ	2
	3. フード等	1
	4. 標識	1
汚染検査室	1. 設置位置等	1
	2. 床、壁等の構造、表面仕上げ	1
	3. 洗浄設備	1
	4. 更衣設備	1
	5. 除染設備	1
	6. 放射線測定器	1
	7. 標識	1
貯蔵室	1. 設置位置等	1
	2. 構造及び材料	1
	3. 遮蔽物の状況	1
	4. 線量当量	12
	5. 閉鎖設備	1
	6. 標識	1
排気設備	1. 設置位置等	1
	2. 床、壁等の構造、表面仕上げ	1
	3. 排気浄化装置（フィルター等）	12
	4. 排気モニタ	12
	5. 排風機、排気ダクト、排気口	2
	6. 汚染空気の拡大防止装置	1

	7. 標識	1
排水設備	1. 設置位置等 2. 床、壁等の構造、表面仕上げ 3. 排水浄化槽、排水管 4. 排水モニタ 5. 標識	1 1 2 12 1
密封放射性 同位元素 使用室	1. 設備位置等 2. 床、壁等の構造 3. 線量当量 4. 貯蔵箱 5. 放射線測定器 6. 標識	1 1 2 1 1 1
保管廃棄設備	1. 設置位置等 2. 床、壁等の構造 3. 保管廃棄容器 4. 保管の状況 5. 標識	1 1 1 1 1
有機廃液焼却 炉	1. 設置位置等 2. 床、壁等の構造 3. 装置の状況 4. 標識	1 1 1 1